

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和5年1月24日(2023.1.24)

【国際公開番号】WO2022/102227

【出願番号】特願2022-561298(P2022-561298)

【国際特許分類】

B 6 6 B 23/22(2006.01)

【F I】

B 6 6 B 23/22 D

B 6 6 B 23/22 A

B 6 6 B 23/22 B

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月25日(2022.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

細長い板材を組み合わせて形成されたフレームの少なくとも一方の面に金属製の薄板が取り付けられたパネルと、

トラスに固定され、前記パネルの下端部を把持したパネル把持具と、

前記パネルの上端部を把持し、移動手摺を案内するガードレールと、

を備え、

前記フレームは、上部または下部において前記金属製の薄板が固定され、アウターデッキを支持するブラケットが固定された乗客コンベアの欄干。

【請求項2】

30

細長い板材を組み合わせて形成されたフレームの少なくとも一方の面に金属製の薄板が取り付けられたパネルと、

トラスに固定され、前記パネルの下端部を把持したパネル把持具と、

前記パネルの上端部を把持し、移動手摺を案内するガードレールと、

を備え、

前記フレームは、

前記パネル把持具に把持される位置に設けられた下部梁と、

前記ガードレールに把持される位置に設けられた上部梁と、

を備えた乗客コンベアの欄干。

【請求項3】

40

細長い板材を組み合わせて形成されたフレームの少なくとも一方の面に金属製の薄板が取り付けられたパネルと、

トラスに固定され、前記パネルの下端部を把持したパネル把持具と、

前記パネルの上端部を把持し、移動手摺を案内するガードレールと、

を備え、

前記薄板は、複数の第1長穴と複数の第2長穴とを備え、

前記複数の第1長穴は、前記パネルの上端部に沿って並んで設けられ、

前記複数の第2長穴は、前記パネルの下端部に沿って並んで設けられ、

前記薄板は、前記複数の第1長穴の各々を介して複数の締結ねじの各々で前記フレームの上端部に締結され、

50

前記複数の第 2 長穴は、前記複数の第 1 長穴よりも高さ方向の幅が広い乗客コンベアの欄干。

【請求項 4】

細長い板材を組み合わせて形成されたフレームの少なくとも一方の面に金属製の薄板が取り付けられたパネルと、
トラスに固定され、前記パネルの下端部を把持したパネル把持具と、
前記パネルの上端部を把持し、移動手摺を案内するガードレールと、
を備え、

前記薄板の継ぎ目の位置が表側と裏側とで前記パネルの長手方向に対してずれて配置されている乗客コンベアの欄干。

10

【請求項 5】

緩衝材または樹脂材で形成され、前記パネルと前記パネル把持具との間に配置された下部緩衝体、
を備えた請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載の乗客コンベアの欄干。

【請求項 6】

緩衝材または樹脂材で形成され、前記パネルと前記ガードレールとの間に配置された上部緩衝体、
を備えた請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載の乗客コンベアの欄干。

【請求項 7】

前記パネルは、湾曲した請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載の乗客コンベアの欄干。

20

【請求項 8】

前記パネルは、前記薄板の端部がエスカレーターの外側に曲げ加工された請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項に記載の乗客コンベアの欄干。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

30

本開示に係る乗客コンベアの欄干は、細長い板材を組み合わせて形成されたフレームの少なくとも一方の面に金属製の薄板が取り付けられたパネルと、トラスに固定され、前記パネルの下端部を把持したパネル把持具と、前記欄干パネルの上端部を把持し、移動手摺を案内するガードレールと、を備えたものである。

そして、前記フレームは、上部または下部において前記金属製の薄板が固定され、アウターデッキを支持するブラケットが固定されている。

あるいは、前記フレームは、前記パネル把持具に把持される位置に設けられた下部梁と、前記ガードレールに把持される位置に設けられた上部梁と、を備えている。

あるいは、前記薄板は、複数の第 1 長穴と複数の第 2 長穴とを備え、前記複数の第 1 長穴は、前記パネルの上端部に沿って並んで設けられ、前記複数の第 2 長穴は、前記パネルの
下端部に沿って並んで設けられ、前記薄板は、前記複数の第 1 長穴の各々を介して複数の
締結ねじの各々で前記フレームの上端部に締結され、前記複数の第 2 長穴は、前記複数の
第 1 長穴よりも高さ方向の幅が広い。

40

あるいは、前記薄板の継ぎ目の位置が表側と裏側とで前記パネルの長手方向に対してずれて配置されている。

50